

令3環保第 1599 号
令和3年 12 月 10 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

岩国市長 福田 良彦



(仮称)西中国ウインドファーム事業に係る計画段階環境配慮書について(回答)

令和3年 11 月8日付け令3環境政策第 436 号にて照会がありました、計画段階環境配慮書に対する市長意見は下記のとおりです。

記

1 騒音等

(事前調査)

- (1) 事業実施想定区域及びその周辺には、多数の住宅等が存在し、風力発電機等の設置稼働による騒音及び超低周波音の影響が懸念されることから、方法書以降の手續きにおいて、現地調査等を行うことで住宅等の居住環境や現況騒音等を把握することにより、適切な予測・評価を実施し、騒音等の影響をできるだけ回避・低減するよう、風力発電機等の設置位置や機種等について柔軟に検討すること。

なお、予測・評価した結果等について、地域住民等へ丁寧かつ十分な説明を行い、合意形成に努めること。

(設置稼働後の対応)

- (2) 風力発電機等の設置稼働後において、周辺住民から、騒音及び超低周波音の相談が寄せられた際には、相談者等と十分に対話・調整を行うとともに、現地調査等を実施することにより、誠意をもって必要な対策・対応を行うこと。

2 水環境

(地下水脈調査等)

- (1) 事業実施想定区域及びその周辺は、水源地として重要なことから、風力発電機等の工事及び稼働に伴い、動植物等が生息する湿原等への湧水及び水道水源に対する水量・水質等の影響が懸念されるため、方法書以降の手続きにおいて、表流水だけでなく地下水脈についても現地調査等を十分に行うことにより、適切な予測・評価を実施し、水量・水質等の影響をできるだけ回避・低減するよう、検討すること。

特に、工事等で発生する濁水等の処理にあたっては、水源地等への影響をできるだけ回避・低減するよう、努めること。

3 動物・植物・生態系

(森林伐採への環境配慮)

- (1) 事業実施想定区域及びその周辺は、巨樹・巨木等の自然環境が存在していることから、風力発電機等の輸送・設置及び送電設備等の設置に際して、森林伐採等による自然環境への影響が懸念されるため、方法書以降の手続きにおいて、現地調査等を十分に行うことで、植生状況等を把握することにより、適切な予測・評価を実施し、必要最小限の伐採を実施することで、自然環境への影響をできるだけ回避・低減するよう、検討すること。

(動植物への環境配慮)

- (2) 事業実施想定区域及びその周辺は、クマタカなど希少猛禽類をはじめ、多種多様な動植物が生息生育し、これら動植物への影響が懸念されるため、方法書以降の手続きにおいて、現地調査等を十分に行うことにより、適切な予測・評価を実施し、動植物への影響を回避・低減するよう、風力発電機等の設置位置等や工事計画（搬入道路に関する工事も含む）を、検討すること。

なお、動植物の現地調査等を行う際には、専門家をはじめ関係者に幅広くヒアリングを行い、適確な情報収集に努めること。

(飛翔動物の風車羽根等への衝突等への配慮)

- (3) 鳥やコウモリなど飛翔する動物について、風力発電機等の稼働に伴う風車羽根等への衝突等（バードストライク、バットストライク、羽根回転に伴う後方乱流等）による影響が懸念されることから、方法書以降の手続きにおいて、現地調査等を十分に行うことにより、適切な予測・評価を実施し、飛翔動物への影響をできるだけ回避・低減するよう、風力発電機等の設置位置や工事計画等を、検討すること。

なお、方法書以降の図書作成にあたって、飛翔動物の衝突等の予測・評価についての理解を助けるために、根拠となる事例データ等も併せて記載し、具体的にわかりやすく説明するよう、努めること。

4 景観

(景観への配慮)

- (1) 周辺の景観との調和や主要な眺望地点からの眺望を妨げないよう配慮するとともに、周辺の景観への影響を極力抑えるよう配慮すること。

(景観の調査等)

- (2) 景観についての風力発電設備の設置位置検討に際しては、各集落から見えるフォトモンタージュ等を作成し、地域住民ほか関係者の意見も踏まえたうえで、調査や評価を行うこと。

5 廃棄物等

(事業終了後の撤去等)

- (1) 事業終了後の風力発電機等の撤去及び処分等、資源エネルギー庁策定「事業計画策定ガイドライン（風力発電）」を遵守すること。

6 その他

(土砂災害等への対策)

- (1) 風力発電機等の設置工事（搬入道路に関する工事も含む）及び事業実施に際して、高い山の尾根等に起因する土砂災害等に関する懸念があることから、方法書以降の手続きにおいて、現地調査等を十分に行うことにより、適切な予測・評価を実施することで、災害対策に配慮した、風力発電機等の設置位置や工事計画等を検討すること。また、工事計画等の一般市民等への周知を十分に行うこと。

なお、土砂災害防止等を検討するにあたり、森林法など関係法令を遵守するとともに、近年の地球温暖化の影響による異常気象（局所豪雨等）も考慮したうえで、対策を実施すること。

(地域住民等への説明)

- (2) 環境影響評価の手続きのなかで、一般市民や自治体等への説明・周知等を十分に行い、事業計画の理解を得られるよう、努めること。

特に地域住民等への説明を十分に行い、合意形成に努めること。

(方法書以降の図書作成)

- (3) 本配慮書は、計画の早期段階ということもあり、事業内容や環境に与える影響、工事計画など、具体的な記載の不十分な傾向がみられるが、方法書以降の図書作成に当たっては、その点を鑑み、環境影響評価の理解を助けるために、詳細を適切に記載するよう、努めること。

(環境影響評価項目の選定)

- (4) 環境影響評価項目の選定について、本事業の種類及び規模、地域の環境の状況等を勘案して、必要な環境影響評価項目及び調査手法を選定するとともに、必要に応じて法に記載のない事項についても考慮すること。

環境影響評価法等の趣旨をふまえて、「対策を予定しているから負荷は発生しない」という考えのもと調査・予測・評価を省略することなく、「対策を講じることにより本来発生するはずの負荷が十分に回避・低減されていることを明らかにする」という考えのもとで、調査・予測・評価するよう努めること。